

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システム登録情報の目的外利用等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課）

事業の概要

事業名	新生児子育て応援臨時給付金給付事業
担当課	子ども家庭課
目的	新型コロナウイルス感染症拡大により、不安を抱えながら出産を迎えた家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため。
対象者	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに子が生まれ、令和2年8月28日（要綱制定日）以降に新宿区に子とともに住民登録がある者
事業内容	<p>1 事業の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、不安を抱えながら出産を迎えた家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、区独自の子育て支援として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに子が生まれ、令和2年8月28日（要綱制定日）以降に新宿区に子とともに住民登録がある者に対し、新生児1人につき10万円の「新生児子育て応援臨時給付金（以下「給付金」という。）」を給付する。</p> <p>2 目的外利用について</p> <p>本事業を実施するにあたり、子ども医療費助成システムの情報を目的外利用することで、本事業の対象者を把握し、早急かつ効率的な給付金の給付につなげる。</p> <p>子ども医療費助成システムには、新宿区内に住民登録がある0歳から15歳の子どもで、国内の健康保険制度に加入している者及びその保護者の情報が管理されており、既に口座情報を把握している。そのため、案内文及び給付を希望しない届出書を送付又は手渡しし、一定の期限までに受給拒否の意思表示がなければ、対象者からの申請なく、速やかに給付を行える。</p> <p>なお、子ども医療費助成システムに登録のない者（国内の健康保険未加入者、生活保護受給者等）については、一律で申請書を送付し、申請書の提出をもって給付手続きを行う。</p> <p>3 システム改修について</p> <p>本事業は、既存の子ども医療費助成システムを活用し対象者の管理を行うが、臨時・特別的な新規事業であるため、以下の改修を行うことで、事務の効率化及び円滑化や二重支給の防止を図ることとする。</p> <p>(1) 給付対象者の管理機能の追加（子ども医療費助成システムに登録のない給付対象者の登録を含む）</p> <p>(2) 給付対象者 CSV ファイル作成機能の追加</p> <p>(3) 指定口座に給付金を支払うための支払データを作成する機能の追加</p> <p>(4) 新生児子育て応援臨時給付金給付実績の有無を既存の子ども医療費助成システム受給者管理画面に反映させる機能の追加</p> <p>4 対象新生児数</p> <p>2,800人（想定）</p> <p>個人情報の流れは、資料16—1のとおり</p>

件名 新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システム登録情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	子ども家庭課	利用課	子ども家庭課
登録業務の名称	子ども医療費助成システム	登録業務の名称	新生児子育て応援臨時給付金給付事業
登録業務の目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図る。	登録業務の目的	新型コロナウイルス感染症拡大により、不安を抱えながら出産を迎えた家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援する。
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙及び電磁的媒体(児童福祉総合システム)	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙及び電磁的媒体(児童福祉総合システム)
目的外利用を行う理由	<p>本事業を実施するにあたり、子ども医療費助成システムに登録のある子ども医療費助成受給者情報を目的外利用することで、本事業の対象者を把握し、早急かつ効率的な給付金の給付につなげる。</p> <p>子ども医療費助成システムには、新宿区内に住居登録がある0歳から15歳の子どもで、国内の健康保険制度に加入している者及びその保護者の情報が管理されており、既に口座情報を把握している。そのため、案内文及び給付を希望しない届出書を送付又は手渡しし、一定の期限までに受給拒否の意思表示がなければ、対象者からの申請なく、速やかに給付を行える。</p> <p>なお、子ども医療費助成システムに登録のある方への案内文に、以下の内容を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども医療費助成システムに登録されている口座情報を利用すること 2 給付金の振込口座も含め、登録されている口座の変更申出も可能であること。 3 給付を希望しない場合は、届出書を提出することで、受給拒否の意思表示ができること 4 一定の期日までに、給付を希望しない届出書の提出がなければ、口座への振込を同意したとみなすこと 		
目的外利用を行う情報 項目	<p>【子ども医療費助成申請者】氏名、住所、生年月日、申請日、認定日、消滅日、口座情報</p> <p>【対象新生児】氏名、住所、生年月日</p>		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電磁的媒体(児童福祉総合システム)		
目的外利用の時期・期間	令和2年9月4日から令和3年7月31日まで		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システムの改修について

保有課 (担当課)	子ども家庭課						
登録業務の名称	新生児子育て応援臨時給付金給付事業						
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに子が生まれ、令和2年8月28日(要綱制定日)以降に新宿区に子とともに住民登録がある者 2 記録項目 【新生児子育て応援臨時給付金給付対象者に係る情報項目】 氏名、住所、生年月日、申請日、認定日、消滅日、口座情報、対象新生児の氏名・住所・生年月日 3 記録するコンピュータ 児童福祉総合システム内の子ども医療費助成システム(情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバ) 						
新規開発・追加・変更の理由	本事業は、臨時・特別的な新規事業であるため、給付対象者の管理を行う機能の追加等の改修を行うことで、事務の効率化及び円滑化や二重給付の防止を図る。						
新規開発・追加・変更の内容	<p>既存の子ども医療費助成システムに以下の機能を追加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給付対象者の管理機能の追加(子ども医療費助成システムに登録のない給付対象者の登録を含む) 2 給付対象者CSVファイル作成機能の追加 3 指定口座に給付金を支払うための支払データを作成する機能の追加 4 新生児子育て応援臨時給付金給付事業実績の有無を既存の子ども医療費助成システム受給者管理画面に反映させる機能の追加 						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わない。 3 委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。 						
新規開発・追加・変更の時期	<table border="0"> <tr> <td>令和2年9月</td> <td>改修プログラム作成</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月末</td> <td>改修プログラムを区のサーバに適用</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月</td> <td>本稼働</td> </tr> </table>	令和2年9月	改修プログラム作成	令和2年9月末	改修プログラムを区のサーバに適用	令和2年10月	本稼働
令和2年9月	改修プログラム作成						
令和2年9月末	改修プログラムを区のサーバに適用						
令和2年10月	本稼働						

件名 新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システムの改修業務等の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	新生児子育て応援臨時給付金給付事業
委託先	株式会社電算 (ISMS 認証取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【新生児子育て応援臨時給付金支給対象者に係る情報項目】</p> <p>氏名、住所、生年月日、申請日、認定日、消滅日、口座情報</p> <p>対象新生児の氏名・住所・生年月日</p> <p>※システム改修業務は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用するため、個人情報を取り扱わない。保守業務において、上記情報項目を取り扱う可能性がある。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(児童福祉総合システム内の子ども医療費助成システム)(情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバ)
委託理由	上記委託先は、本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	<p>1 システム改修業務</p> <p>(1) 給付対象者の管理機能の追加(子ども医療費助成システムに登録のない給付対象者の登録を含む)</p> <p>(2) 給付対象者 CSV ファイル作成機能の追加</p> <p>(3) 指定口座に給付金を支払うための支払データを作成する機能の追加</p> <p>(4) 新生児子育て応援臨時給付金給付事業実績の有無を既存の子ども医療費助成システム受給者管理画面に反映させるための機能の追加</p> <p>2 保守業務</p> <p>(1) ハード、ソフトの保守・障害復旧</p> <p>(2) 運用支援、問い合わせ対応、法・制度改正対応等</p>
委託の開始時期及び期限	<p>1 システム改修業務</p> <p>令和2年9月4日から同年9月30日まで</p> <p>2 保守業務</p> <p>令和2年10月(区のサーバに適用後)から令和3年3月31日まで</p> <p>※既存の子ども医療費助成システムの保守業務は、継続して業務委託を行う。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わない。</p>

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。 3 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 利用者毎のユーザID・パスワード認証及び個人情報等へのアクセス制御を行わせる。 4 システムログを取得し不正アクセス対策を講じさせる。 5 データのバックアップを取得させ、情報保全を行わせる。 6 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。